



司法書士による

相続・遺言・成年後見・空き家

相談会 & 勉強会

in 南相木村

参加
無料



開催日

令和 8 年

1 月 16 日 金

要予約

会 場

南相木村役場 (南佐久郡南相木村 3525 番地 1)

予約
不要



相談会 13:30~16:30

(最終受付 / 16:00)

ご予約は「お電話」または「メール」にて

相談時間
30 分以内



お電話でのお申し込みは ▶ TEL.0267-78-2121

南相木村役場 総務課

受付時間 / 8:30~17:15 まで (土・日・祝日を除く)



メールによる予約受付 ▶

ijyu@vill.minamiaiki.nagano.jp



勉強会 13:30~15:00

(受付開始 / 13:15~)

〈テーマ〉 相続・遺言の基本と成年後見制度、空き家問題について

〈講 師〉 長野県司法書士会会員 高見澤美穂

----- こんなお悩みはありませんか? -----

- ・土地の名義が先々代のまま… 自分の名義にするにはどうすればいいの?
- ・相続登記義務化でどのように変わったの?
- ・実家が空き家となっている。相続登記はしないとイケないの?
- ・空き家バンクってなに?
- ・相続人の中に行方不明の人がいて遺産分割協議ができない。
- ・遺言についてや、遺言書の保管制度について知りたい。
- ・一人暮らしなので認知症になった時が心配…
- ・知的障がいをもつ子どもの将来が心配… など

お問い合わせ



長野県司法書士会 事務局

TEL.026-232-7492

当会が実施する無料相談では、申請書の作成や書類のチェックをお受けすることはできません。

〒380-0872 長野市妻科399番地 <https://www.na-shiho.or.jp>

【共催】長野県司法書士会 / 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部 / 南相木村

長野県司法書士会の無料相談

一人で悩んでいませんか？私たち司法書士は身近なくらしの法律家です。
Web・電話による無料相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

※Web相談・電話相談ともに、祝日・GW・夏季・年末年始等当会が定める休業日を除きます。
※当会が実施する無料相談では、申請書の作成や書類のチェックをお受けすることはできません。

長野県司法書士会司法書士総合
相談センター利用規約はこちら ▶



Web相談

相続に関する相談
(司法書士業務に限りです)

毎週 木

Zoomを使用して、相続に関連するご相談
(司法書士業務に関するものに限りです)を無料でお受けします。

●使用するサービス／Zoom

予約はこちら ▶

●予約／長野県司法書士会の
ホームページからのご予約が必要です。

相談時間(45分以内) ①12:00～ ②13:00～



電話相談

相続・登記手続
消費者トラブル等の相談

毎週 月～金

※相談内容により、電話番号が
異なりますのでご注意ください。

●相続

- 遺言 ●遺産分割 ●生前贈与
- 相続放棄 ●空き家問題 など

☎026-232-6110

受付時間 12:00～15:00

●登記手続(不動産・商業)

- 土地建物の登記手続
- 会社や各種法人に関する登記手続 など

☎026-232-9110

受付時間 12:00～14:00

●消費者トラブル・少額トラブル

- カードローンや消費者金融の使いすぎ
- 特殊詐欺や悪質商法
- 裁判所からの突然の呼び出し(訴状や支払督促)
- 個人間のお金の貸し借りや交通事故、
ペットに関するトラブル など

☎026-233-4110

受付時間 12:00～14:00

日替わり相談
☎026-232-2110

毎週 月～金

受付時間 12:00～15:00

※曜日ごとにお受けできる相談が
異なりますのでご注意ください。

月曜日／会社法務

- 会社設立・解散 ●事業承継 ●雇用問題 など

火曜日／借地借家

- 貸家の明渡し ●契約の更新
- 敷金の返還 ●家賃の増額や減額 など

水曜日／夫婦・親子

- 親権・扶養義務 ●離婚と住宅ローン
- 離婚による財産分与・面会交流・養育費 など

木曜日／成年後見

- 高齢者・障がい者の財産管理
- 後見人等の選任手続き
- お年寄りを狙った悪質商法 など

金曜日／インターネット トラブル

- ネット通販・オークションによるトラブル
- オンラインゲームでのトラブル
- アダルトサイトの不当請求 など

労働トラブルに関する相談

毎週 水

水曜日

- 解雇 ●ブラックバイト
- 残業代を支払ってもらえない
- 賃金や退職金の未払い など

☎026-232-2110

受付時間 17:00～19:00

生活が苦しい方のための相談

毎週 月

月曜日

- 生活保護を受けたい
- 借金で悩んでいる
- 家賃が払えない
- 車上生活から脱したい など

☎026-233-1000

受付時間 15:00～18:00

上記の内容は令和7年度のもので、無料相談の受付時間、電話番号等は令和8年4月以降予告なく変更する場合がありますので、当会ホームページにてご確認ください。

司法書士は、法務局への不動産・商業法人登記の申請や供託手続の代理、裁判所提出書類の作成等を行い、これらの事務に関する相談に応じます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事紛争について、簡易裁判所における訴訟、調停等の代理や裁判外和解の代理等を行い、これらに関する法律相談に応じることができます。

ご相談内容などの秘密は厳守します。